

介護老人保健施設ぬるみず通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション 運営規程

（運営規程設置の目的）

第1条 医療法人仁厚会が開設する介護老人保健施設ぬるみず（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者、介護予防通所リハビリテーションは要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

- 第3条 当施設では、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
 - 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 6 利用者の個人情報、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- （1）施設名 介護老人保健施設ぬるみず

- (2) 開設年月日 平成10年12月7日
(3) 所在地 神奈川県厚木市温水1845番地1
(4) 電話番号 046-248-2871
FAX 番号 046-270-7110
(5) 管理者名 三並 春夫
(6) 介護保険指定番号
介護老人保健施設(1452980027号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1) 管理者(兼医師)	1.0名(1名)
(2) 看護職	10.5名(14名)
(3) 介護職	29.0名(36名)
(4) 支援相談員	2.0名(2名)
(5) 理学療法士又は作業療法士及び言語聴覚士	3.3名(5名)
(6) 事務長	1.0名(1名)
(7) 事務職員	2.5名(4名)
(8) 薬剤師	0.4名(1名)
(9) 管理栄養士又は栄養士	1.0名(1名)
(10) 調理員	(委託)
(11) 介護支援専門員	1.0名(1名)
(12) その他	若干名

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、施設の業務を統括し執行する。
(2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて医学的対応を行う。
(3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
(4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
(5) 介護職は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
(6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。

- (7) 理学療法士又は作業療法士及び言語聴覚士は、医師の指示を受け利用者等に対する機能訓練業務を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事に関する相談を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務職員は、施設における庶務及び経理等の事務を行う。
- (11) その他、業務の都合により必要な人員を置く場合がある。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前9時30分から午後3時35分までを営業時間とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、20人とする。

(事業の内容)

第9条 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 5 その他、通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助・リハビリテーションマネジメント・短期集中個別リハビリテーション・若年認知症ケア等の特別な治療等を行う。(別紙「料金表」参照)

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

厚木市、清川村

(身体の拘束等)

第12条 当施設は、原則として利用者に対する身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記録する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化のための指針を作成し職員に周知する。

3 当施設は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回開催し、その結果について職員に周知徹底する。

4 当施設は、職員を対象に身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止)

第13条 当施設は、利用者の人権の擁護を図り、虐待の発生を防止するために次の対策を講じる。

(1) 虐待防止のための指針を作成し職員に周知する。

(2) 虐待防止の対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を職員に周知する。なお、この委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(3) 虐待を防止するために職員向けの定期的な研修を行う。

(4) 前3号に掲げる措置を講じるために担当者を設置する。

(褥瘡防止対策)

第13条 当施設は、利用者の褥瘡の防止に努め、適切な医療的処置を講ずるために次の対策を講じる。

(1) 褥瘡対策指針を作成し職員に周知する。

(2) 褥瘡防止の対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を職員に周知する。なお、この委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(衛生管理・感染防止)

第14条 利用者が使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について 衛生的な管理に努めるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うものとする。

2 入所者等の療養生活に当てられる場所は、快適な療養生活が送れるよう、定期的な清掃及び消毒を行うものとする。

- 3 施設内における感染症及び食中毒の発生を予防しまん延を防止するために次の措置を講ずる。
- (1) 感染症予防及びまん延防止のための指針を作成し周知徹底する。
 - (2) 感染症及び食中毒を予防しまん延を防止するための対策を検討する委員会を3カ月に1回以上開催し、その結果を職員に周知する。なお、この委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができる。
 - (3) 感染症及び食中毒の予防、まん延防止のための研修を行うとともに発生時の対応についての訓練を行う。
 - (4) 感染症及び食中毒が発生した場合、もしくは発生が疑われる場合は、国が作成する「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
 - (5) 管理栄養士、栄養士及び受託事業者を含む調理担当職員は、法令の定めるところにより毎月1回検便を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第15条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生防止のための指針を定め、療養上の事故を防止するための体制を整備する。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
 - 3 事故の発生を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知するとともに研修を行う。なお、この委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができる。
 - 4 サービス提供時等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し速やかに必要な措置を行う。併せて、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な場合は関係機関に報告をする。
 - 5 前4項に掲げる措置を適切に実施するために担当者を設置する。

(協力病院)

- 第16条 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合には、次の協力医療機関、協力歯科医療機関及び他の専門的機関での診察を依頼する。

協力病院(協力歯科医療機関)

所在 厚木市中町3丁目8番11号

名称 医療法人仁厚会 仁厚会病院

(掲示)

- 第17条 利用者及びご家族が見やすい場所に、利用者が守るべき規律・職員の勤務体制・

協力病院・利用料の明細等を掲示、周知するものとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第18条 当施設の利用に当たっての留意事項は以下のとおりとする。

- （1）施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事とする。また、施設は栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任していただくものとする。
- （2）飲酒・喫煙は、施設内及び施設の敷地内では禁止とする。
- （3）施設の設備・備品等を故意または過失で損傷した場合は、実費弁償していただく。
- （4）所持品・備品等の持ち込みは、必要最小限にしていただく。
- （5）金銭・貴重品の管理は自己責任でお願いする。
- （6）サービス利用時の施設外での受診は、介護保険上または医学的管理上の見地から、事前に十分相談して頂く。また急を要する場合であっても、電話等で連絡調整の上受診していただく。
- （7）宗教活動は禁止とする。
- （8）ペットの持ち込みは禁止とする。
- （9）利用者の「営利行為、特定の政治活動」は、禁止する。
- （10）他利用者への迷惑行為は禁止する。

（苦情対応窓口）

第19条 当施設に苦情・相談窓口を設置し、迅速な対応と早急な解決を図る。

- 2 各種の要望及び苦情等については、支援相談担当者が窓口となって受けるが、次項に記載する市町村・公共団体の窓口への相談もできる。
- 3 各種相談や苦情を受けるため、施設内に所定の場所に「ご意見箱」を設置する。

事業所の窓口	介護老人保健施設 ぬるみず 支援相談員	電話 046-248-2871 FAX 046-270-7110 月曜日～金曜日 （8:30～17:30）
市町村の窓口	厚木市介護福祉課	所在地 厚木市中町 3-17-17 電話 046-225-2240 FAX 046-224-4599
公共団体の窓口	神奈川県国民健康保険団体連 合会	所在地 横浜市西区楠木町 27-1 電話 045-329-3447 （苦情専用） 0570-022-110） FAX 045-329-3404

（職員の職務上の義務）

第22条 利用者等の処遇に携わる全ての職員は、定期的に行われる会議に参加し、入所者

の身体的状況等について共通認識を持つとともに、ケアの目標、計画について理解を深めて業務を行うことにより、利用者の処遇の向上に努めるものとする。

- 2 職員は、利用者等の処遇向上のための研修等に積極的に参加し、職務遂行能力の水準を維持向上させるように努めるものとする
- 3 施設は、介護業務にはじめて従事する職員には、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させることとする。ただし、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員及び護保険法第8条第2項に定める資格を持つものは除く

(守秘義務及び個人情報の保護)

第23条 当施設の職員は、当施設職員である期間及び退職等により施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報を漏らしてはならない。

- 2 前号の規程に抵触した場合は、法令及び就業規則の定めにより対応をする。

(ハラスメント対策)

第24条 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化するなどの必要な措置を講じるものとする。

(記録の管理)

第25条 当施設は施設及び構造設備・職員・会計・入退所の判定・施設利用その他のサービスの提供に関する諸記録を法令に基づき整備保管する。

(その他運営に関する重要事項)

第26条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人仁厚会介護老人保健施設ぬるみずの役員会において定めるものとする。